

国民年金保険料の社会保険料控除について

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和2年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

また、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料もあわせて控除が受けられます。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

| 発送時期 | 対象者 |
|-----------|---|
| 令和2年11月上旬 | 令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方 |
| 令和3年2月上旬 | 令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 ※令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。 |

※国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

問 本庁 医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線166
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004（ナビダイヤル）
 ※050から始まる電話の場合 ☎03-6630-2525

上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いには、便利で安心な口座振替をご利用ください。

振替日に指定口座から自動的に料金が納入されますので、支払いに行く手間や、払い忘れの心配もありません。ぜひ、ご利用ください。

なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替日前日までに入金をお願いします。振替日に振替ができなかった場合、再振替は行っていませんので、ご注意ください。

1 振替日

毎月25日（土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日）

※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1～2か月は、納付書でお支払いください。

2 申込方法

次の金融機関（本店・各支店）の窓口でお申し込みください。

- ・常陽銀行 ・筑波銀行 ・茨城県信用組合 ・東日本銀行 ・常陸農業協同組合(支店のみ)
- ・水戸信用金庫 ・烏山信用金庫 ・中央労働金庫 ・ゆうちょ銀行、郵便局

3 申込みの際に必要なもの

- ・通帳など口座番号がわかるもの
- ・通帳の届出印
- ・お客様番号がわかるもの（納入通知書など）

※口座振替依頼書（申込用紙）は、市内の金融機関及び水道お客さまセンター・各支所にあります。

問 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎52-0427